

退職を間近に控えた方へ

退職金と確定申告

- 退職金は、勤務先に所定の手続きをしておけば、源泉徴収で課税関係が終了するので、原則として確定申告をする必要はありません。
- 一方で、退職金を受け取った年において、確定申告書を提出する場合は、「退職金」も含めたところで確定申告書を作成する必要があります。

【確定申告書を提出する場合（例）】

- ・ 医療費控除の適用を受けたい
- ・ 寄附金（ふるさと納税）控除の適用を受けたい
- ・ 年末調整を受けていない給与所得がある
- ・ 農業所得、不動産所得がある
- ・ 生命保険満期などの一時所得がある 等

確定申告方法

- マイナンバーカードとスマートフォンで確定申告ができます。
※ 「書かない確定申告マイナンバーカードで e-Tax」を参照
自宅に居ながら 24 時間手続きができます。
入力方法で分からぬ部分は、電話で問い合わせください。
→ 0570-00-5901
- マイナポータル連携により次の内容のデータを取得でき、更に便利です。
※ 「確定申告はマイナポータル連携で自動入力」を参照
 - ・ 給与所得の源泉徴収票（一定の要件に該当する方）
 - ・ 公的年金等の源泉徴収票（ねんきんネットと連携で取得可能）
※ 「オンラインでの確定申告に使える公的年金等の源泉徴収票をマイナポータルで受け取れます」
 - ・ 株式の特定口座年間取引報告書
 - ・ 医療費の年間支払金額
 - ・ 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書
※ 「オンラインでの確定申告や年末調整に使える社会保険料（国民年金保険料）控除証明書をマイナポータルで受け取れます」
 - ・ 生命保険、地震保険、iDeCo、ふるさと納税 等

年金所得者の確定申告不要制度

- 次のいずれにも該当する場合は、所得税等の確定申告をする必要はありません。
 - ① 公的年金等の収入金額が 400 万円以下
 - ② 公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が 20 万円以下
- 所得税等の確定申告が必要ない場合でも、医療費控除や社会保険料控除など所得控除の適用による所得税等の還付を受けるためには確定申告書を提出する必要があります。
なお、所得税等の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。